

宮城県農業農村整備事業等設計業務共通仕様書 新旧対照表 (令和元年10月)

(下線の部分は改正部分)

<p>&lt; 改正後 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (平成29年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 ~ 第1-9条 [略]</p> <p>第1-10条 打合せ等                      測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて書面を作成し、共有しなければならない。</p> <p>2 ~ 3 [略]</p> <p>第1-11条 [略]</p> <p>第1-12条 業務実績情報システム (テクリス) への登録                      受注者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム (以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする (担当技術者の登録は8名までとする。)</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>第1-13条 ~ 第1-38条 [略]</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 ~ 第1-9条 [略]</p> <p>第10条 打合せ等                      測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打ち合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2 ~ 3 [略]</p> <p>第1-11条 [略]</p> <p>第1-12条 測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS) への登録                      受注者は、契約時または変更時において、受託金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、変更登録時は、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、受託金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関に登録後、TECRISより、「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>第1-13条 ~ 第1-38条 [略]</p>	